

B. 評価結果

(1) 必要性

化学物質は全国に流通し、使用されるものであり、かつ国民の保健衛生保護の観点から、その毒性評価、暴露評価とそれに基づく規制の検討は、国レベルで行う必要がある。一般国民が暴露を受ける可能性がある生活環境中の化学物質の種類は増加しており、毒性評価、暴露評価を迅速化、効率化させ、必要な規制等を実施するとともに、適切な情報発信を行う必要がある。

本研究は、「科学技術に関する予算、人材等の資源配分方針」の重点4分野の一つである「環境」において掲げられている「化学物質リスク総合管理技術研究」に、該当する。

特に今年度は子供に対する化学物質の健康影響評価など、国際的にも緊急性、重要性が認められている研究課題に着手することにより、その成果を国内のみならず、国際的な化学物質管理等に反映させることが必要と考えられる。

(2) 有効性（計画・実施体制の妥当性等の観点）

本研究事業の実施においては、化学物質の毒性評価、暴露評価の迅速化、効率化を目標として、行政上必要な研究課題について公募を行い、本事業の評価委員会において、第三者の各分野の専門家による最新の知見に照らした評価がなされ、その評価を踏まえて研究課題の採択、研究費の配分を行っている。

化学物質の毒性評価、暴露評価の迅速化、効率化の基盤となる研究に加え、内分泌かく乱化学物質問題やシックハウス問題等、国民に不安を与えている化学物質問題についての調査研究を進め、作用機構の解明や各種ガイドラインの策定を行っており、国民の不安を解消し、安全な生活の確保を図っている。

(3) 計画性

公募にあたっては、国際的な化学物質安全対策の状況や国内における化学物質管理の現状を踏まえつつ、緊急性、必要性の高い政策課題に即した研究課題を設定している。

また、内分泌かく乱化学物質問題については、「内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会」における行動計画等を踏まえた中・長期的な展望に基づいた研究課題の設定を行っている。

(4) 効率性

迅速かつ効率的な毒性スクリーニング方が開発されることで、例えば動物試験の実施等、個別の化学物質の毒性評価や暴露評価にかかる負担が減少し、毒性評価や暴露評価を含めたリスク評価が促進することが見込まれる。

内分泌かく乱化学物質関連の研究成果については、例えば、容器包装の基準、分析法の策定に活用されたほか、スクリーニング試験系として開発された子宮肥大試験は、OECDのテストガイドラインとして採択される方向である。さらに、大規模な疫学研究の実施による化学物質暴露と先天異常発生の関係解明など、他では得難い研究成果が得られつつあるなど、本事業の社会への貢献はきわめて大きいものと考えられる。

(5) その他

特になし

C. 総合評価

一般国民が暴露を受ける可能性がある生活環境中の化学物質の種類は増加しており、これらの毒性評価、暴露評価を迅速化、効率化し、必要な規制や的確な情報発信等を実施することは、国民の保健衛生保護の観点からも重要であり、積極的かつ重点的に推進をする必要がある。

特に今年度は子供に対する化学物質の健康影響評価など、国際的にも緊急性、重要性が認められている研究課題に着手することにより、その成果を国内のみならず、国際的な化学物質管理等に反映させることが必要と考えられる。

【資料】

研究事業の詳細

1) 化学物質リスク評価・管理技術に関する研究

従来の化学物質のリスク評価体系は、多岐にわたる動物試験を中心としたハザード評価と限られたヒト暴露データに頼っているが、今後将来にわたって、動物試験による毒性評価を省力化すると同時に、トキシコゲノミクスといった手法を活用しつつ、より多くの物質について迅速かつ効率的に毒性をスクリーニング・評価できるシステムの構築を行う。これらの化学物質について、慢性毒性、生殖毒性、遺伝毒性等の毒性と、生体試料保存を含む疫学調査から得られるヒトの暴露量・暴露経路との関係を総合的に評価する（リスク評価）とともに、必要な規制基準の設定（リスク管理）と的確な情報発信・応答（リスクコミュニケーション）を行う、新たなリスク評価系を整備する。特に平成17年度は、化学物質リスク評価の中でも、国際的にも重要な課題として位置づけられている子供と化学物質の安全性に関する評価方法の研究に着手する。また、これまでの成果を踏まえつつ、更に実用化に向けた取組として、吸入暴露による安全性評価試験法体系の検討に着手する。

2) 内分泌かく乱化学物質（ダイオキシン類を含む）総合対策研究

ヒトの暴露状況と疫学調査、プラスチックからの溶出等の調査測定をはじめ、ダイオキシン類によるヒト生殖機能等健康影響との関係を含む内分泌かく乱化学物質とヒト神経発達、免疫機能等健康影響との関係に関する調査研究は、世代を超えて安全な生活環境を確保していく上で重要な研究課題の一つであり、一層強力に推進する。特に、神経系への影響はまだ知見が少ないが成長・発達との関係で今後知見を充実させていかなければならず、同時にリスク管理として規制等の対策を講じるための判断基準も整備する。またOECD国際試験法の開発と評価に引き続き参画することにより、国際的協力体制の中で確実に研究を推進するものである。

3) 家庭用化学物質安全対策に関する研究

生活中的化学物質に対する安全対策は重要性を増しており、その実施基盤となる科学的知見として、家庭用品中の化学物質の含有状況の調査、適切な測定法の開発、シックハウス問題の解明に向けた室内空気汚染化学物質の実態の把握、生活環境中の化学物質のヒトの暴露の状況や健康影響の関連に関する研究による知見の蓄積に努め、必要な場合には、家庭用品規制法における規制基準の検討を行う。

18) 健康科学総合研究事業

事務事業名	健康科学総合研究経費
担当部局・課主管課	健康局総務課地域保健室
関係課	健康局総務課地域保健室、健康局総務課生活習慣病対策室、健康局生活衛生課、健康局水道課

A. 研究事業評価

(1) 関連する政策体系の施策目標

基本目標 1 1	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標 2	研究を支援する体制を整備すること
1	厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な配分を確保すること

(2) 事務事業の概要

地域保健・公衆衛生の基盤の基礎として「地域保健サービスに関する研究分野」及び「地域における健康危機管理に関する研究分野」の2分野、個別対策分野として、「疾病の早期発見と対策に関する研究分野」(新規)、「健康づくり・生活習慣病(がんを除く)予防に関する研究分野」、「健全な水循環の形成に関する研究分野」及び「生活環境に関する研究分

野」の4分野、計6分野から構成された公衆衛生に関する総合的研究事業である。

個別の分野の目的は下記のとおりである。

1 地域保健サービスに関する研究分野

地域の公衆衛生(地域保健)行政を取巻く社会状況は健康危機の頻発、市町村合併等激変してところである。このような社会状況に対応できる組織、人材育成、技術的事項等に関する研究及び開発を行い、公衆衛生行政の基盤の向上を図ることを目的とする。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

SARS、鳥インフルエンザ等の健康危機事例が頻発しており、健康危機対策は社会の安全性及び安心とを確保するためには必要不可欠となっている。健康危機管理対策を支える組織、情報等の体制や対応の整備といった共通の基盤の構築を行うことが重要であることから、健康危機対応に関する共通の基盤を構築するための研究及び開発を行い、危機管理対策の推進を図ることを目的とする。

3 疾病の早期発見と対策に関する研究分野(新規)

疾病の早期発見とその対策に係る科学的知見の構築及びその具体的方策を明確化し、健康増進の基盤を強化するとともに、国における疾病予防サービスについて体系的に研究する新規の研究分野である。

本研究分野の研究成果をもとにした効率的、効果的な健康診査、保健事業等を実施し、生涯にわたる国民の健康増進の推進とともに、医療費の適正化を図ることを目的としている。

4 生活環境に関する研究分野

室内空気汚染問題をはじめとした建築物における空気環境や給排水等の衛生的環境の確保に関する研究、公衆浴場等の生活関係営業の振興及び衛生的環境の確保に関する研究など、生活環境が人体に及ぼす影響等の研究を推進し、生活衛生の向上及び増進を図る。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

環境・エネルギー面等から最適な水道システムの構築を進めていくための研究を行うとともに、水道水質の安全性の確保を図るために必要な研究、水利用の起点である水道水源を保全するための研究等を行い、水道のエネルギー・環境面での最適化を進め、将来にわたり安全な水を安定的に供給水利用システムを構築することにより、健全な水循環系の形成に資することを目的としている。

6 健康づくりに関する研究分野

健康増進法を基盤とする国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、分子疫学等最先端科学を活用した生活習慣と疾病との関係に関する調査研究等を進めるとともに、給食施設、温泉利用型健康増進施設等健康づくり関連施設に関する研究を行い、国民の健康の増進の推進を図ることを目的とする。

(3) 予算額 (単位: 百万円)

H13	H14	H15	H16	H17
714	1,606	2,006	1,150	1,652

(4) 趣旨

地域保健・公衆衛生の基盤の基礎として「地域保健サービスに関する研究分野」及び「地域における健康危機管理に関する研究分野」の2分野、個別対策分野として、「健康づくり・生活習慣病(がんを除く)予防に関する研究分野」、「健全な水循環の形成に関する研究分野」及び「生活環境に関する研究分野」の3分野、計5分野から構成された公衆衛生に関する総合的研究事業である。

個別の分野の目的は下記のとおりである。

1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野

地域の公衆衛生(地域保健)行政を取巻く社会状況は健康危機の頻発、市町村合併等激変してところである。このような社会状況に対応できる組織、人材育成、技術的事項等に関する研究及び開発を行い、公衆衛生行政の基盤の向上を図ることを目的とする。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

SARS、鳥インフルエンザ等の健康危機事例が頻発しており、健康危機対策は社会の安全性及び安心とを確保するためには必要不可欠となっている。健康危機管理対策を支える組織、情報等の体制や対応の整備といった共通の基盤の構築を行うことが重要であることから、健康危機対応に関する共通の基盤を構築するための研究及び開発を行い、危機管理対策の推進を図ることを目的とする。

3 疾病の早期発見と対策に関する研究分野(新規)

疾病の早期発見とその対策に係る科学的知見の構築及びその具体的方策を明確化し、健康増進の基盤を強化するとともに、国における疾病予防サービスについて体系的に研究する新規の研究分野である。

本研究分野の研究成果をもとにした効率的、効果的な健康診査、保健事業等を実施し、生涯にわたる国民の健康増進の推進とともに、医療費の適正化を図ることを目的としている。

4 生活環境に関する研究分野

室内空気汚染問題をはじめとした建築物における空気環境や給排水等の衛生的環境の確保に関する研究、公衆浴場等の生活関係営業の振興及び衛生的環境の確保に関する研究など、生活環境が人体に及ぼす影響等の研究を推進し、生活衛生の向上及び増進を図る。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

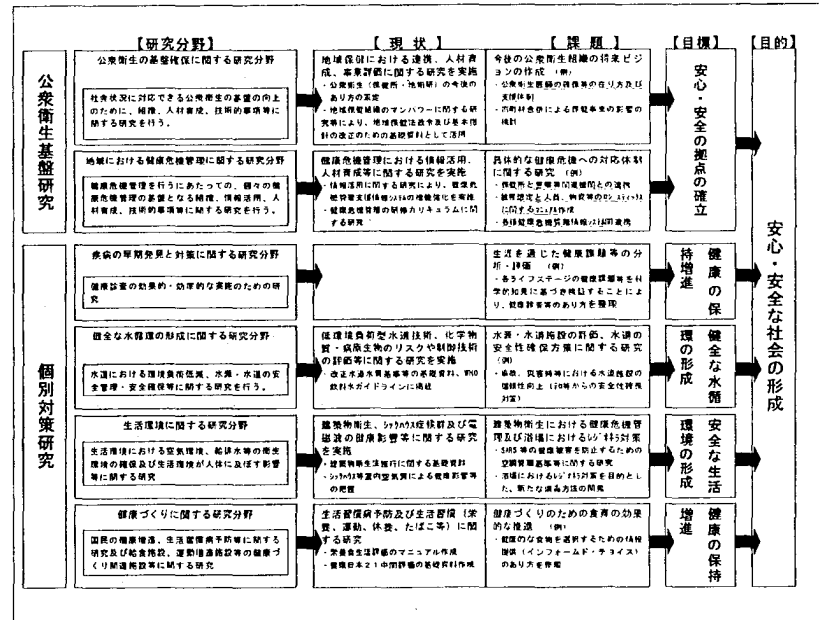
環境・エネルギー面等から最適な水道システムの構築を進めていくための研究を行うとともに、水道水質の安全性の確保を図るために必要な研究、水利用の起点である水道水源を保全するための研究等を行い、水道のエネルギー・環境面での最適化を進め、将来にわ

たり安全な水を安定的に供給水利用システムを構築することにより、健全な水循環系の形成に資することを目的としている。

6 健康づくりに関する研究分野

健康増進法を基盤とする国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、分子疫学等最先端科学を活用した生活習慣と疾病との関係に関する調査研究等を進めるとともに、給食施設、温泉利用型健康増進施設等健康づくり関連施設に関する研究を行い、国民の健康増進の推進を図ることを目的とする。

(5) 事業の概略図



B. 評価結果

(1) 必要性

個々の研究結果については、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本指針の改正及び水質基準等の「指針」、「基準値」等の改正の科学的根拠として活用するとともに、「健康日本21中間評価」等の施策や対応策における具体的方法に活用される予定であり、今後、地域保健対策の実施のための基礎となると共に、基準値等の設定に必要な不可欠な研究である。

1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野

地域の公衆衛生（地域保健）行政を取巻く社会状況は市町村合併、健康危機の頻発等激変していることに加えて、対応する制度等が不明確な事案も増大しているところであることから、今後の公衆衛生組織等に関する方向性を明確化し、公衆衛生の基盤の強化を行うためには、地域における公衆衛生組織、人材、対策等の将来像に関する概念及び具体的な対応策に関する研究を実施し新たな地域保健の課題等に対応するための基盤確保の実施に必要な研究である。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策は行政が中心となり推進していくことが必要不可欠な課題であることから、安心・安全の社会形成のためには、組織、人材、育成等の総合的概念的な研究にあわせて、それぞれの分野の健康危機に共通して活用できる概念、機器、組織、物流等、具体的な開発、研究の推進が今後より一層重要となってくることから、必要な研究課題である。

3 疾病の早期発見と対策に関する研究分野（新規）

国民の生活様式の変化による生活習慣病の増加と疾病の早期発見につながる医療技術等の水準の発達に伴い、疾病の早期発見が益々重要になってきているところであることから、健康診査に関する総合的な研究を実施することにより、地域保健対策のための基礎となるだけでなく、今後の施策の見直しや改正、疾病の早期発見とその対策の充実に必要不可欠な研究課題である。

4 生活環境に関する研究分野

シックハウス症候群、レジオネラ等生活環境による健康影響は社会的にも注目を浴びており、今後も充実が必要な研究分野である。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

本研究分野の成果は、WHOの飲料水水質ガイドライン改訂への反映や、水質基準をはじめとした水道法に基づく各種基準の見直しにおける科学的知見として活用されたことなどから、本研究事業についての必要性は、高く評価しうると思われる。

6 健康づくりに関する研究分野

健康増進施策を推進するうえで必要な科学的な知見を集積し、今後の施策に活用可能な多くの研究成果を得ることができたものの、たばこ対策に関する研究やライフステージ毎の健康課題等、生涯にわたる健康づくりに関する研究の更なる推進が必要である。

(2)有効性

地域保健（公衆衛生）行政の課題及び施策に対して、本研究事業の結果が積極的に活用されているところである。特に「指針」、「基準値」等の改正の基礎調査研究として活用及び、公衆衛生行政における対応の科学的根拠の確立には大きく活用されていることから、目標に対する達成度は高い。個々の研究事業については下記のとおりである。

1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野

「地域保健関係機関のマンパワーに関係する研究」は、保健所長の職務の在り方に関する検討会の基礎資料として、今後予定している政令改正に活用され、「現状指摘された人材育成に関する概念及び具体的育成に関する研究」では、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的指針の改正のための基礎資料として、「地域職域の連携における研究」では、具体的な連携方法等が報告されるなどから、現行制度における知見の集積がある程度、行われており地域保健行政の施策展開において有効に活用されている。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策を支える組織、情報等への体制や対応といった共通基盤の構築を行うため、平成14年度まで地域保健サービス分野に含まれていたものを別の分野として独立させ研究の推進体制を強化し、平成15年度においては、健康危機管理の情報に関する概念及び取扱等に関する研究を中心に開始されたところである。

健康危機管理対策は行政が中心となり推進していくことが必要不可欠な課題であることから、本研究課題は行政課題解決のための対策の一つであり健康危機管理共通社会基盤整備等の研究が15年度より系統的に実施されており今後健康危機管理対策に対して有効な結果等を導けるものである。

3 疾病の早期発見と対策に関する研究分野（新規）

本研究成果を活用して、生涯を通じた効率的・効果的な健康診査が実施されるようになれば、国民の健康増進が一層推進されるだけでなく、医療費削減や社会活動の活性化に伴う社会的・経済的な波及効果ももたらされること等から研究成果の有効性は高いと考えられる。

4 生活環境に関する研究分野

本分野は行政施策に密接に関連した研究課題が多く、各研究成果の多くが行政施策に反映されており、その有効性は高い。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

本分野の研究については、行政的な施策目標に密接に関連した課題について実施しており、実施体制も十分考慮し実施しており、今までの研究成果は、国際的にはWHO飲料水水質ガイドラインに反映され、国内的には水道法に定める水道水質基準改定や水道施設や給水装置の資機材等に材質に関する基準の改定に際しての科学的な知見として活用され、本年4月から施行されたこれらの新しい基準等に反映されたこと、その他の水道施策の立案や実施等における科学的、技術的根拠として活用されていること等から、研究の有効性は高いと考えられる。

6 健康づくりに関する研究分野

健康日本21の目標達成度評価手法に関する研究、生活習慣と疾病との関係に関する研究、生活習慣を改善させるための指導方法に関する研究等、いずれも健康づくりに関する施策を推進するうえで必要不可欠な研究であり、現在までに集積された科学的知見は検討

会等において活用されている。

(3) 計画性

地域保健（公衆衛生）行政の課題及び施策に対して、本研究事業の結果が積極的に活用されているところである。特に「指針」、「基準値」等の改正の基礎調査研究として活用及び、公衆衛生行政における対応の科学的根拠の確立には大きく活用されていることから、目標に対する達成度は高く計画的に推進が行われている。また、本年度からは研究課題等に関して評価委員等による評価を行い、より社会課題に適応した研究課題設定を計画的に行うものとしている。

個々の研究事業については下記のとおりである。

1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野

「地域保健関係機関のマンパワーに関する研究」は、保健所長の職務の在り方に関する検討会の基礎資料として、今後予定している政令改正に活用され、「現状指摘された人材育成に関する概念及び具体的育成に関する研究」では、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的指針の改正のための基礎資料として、「地域職域の連携における研究」では、具体的な連携方法等が報告されるなどから、現行制度における知見の集積がある程度、行われたと考えており、政策課題に対して計画的な研究課題の設定を行い計画性の確保を行っている。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策を支える組織、情報等への体制や対応といった共通基盤の構築を行うため、平成14年度まで地域保健サービス分野に含まれていたものを別の分野として独立させ研究の推進体制を強化した。

健康危機管理対策は行政が中心となり推進していくことが必要不可欠な課題であることから、本研究課題は行政課題解決のための対策の一つである。

平成15年度からは、健康危機管理の情報に関する概念及び取扱等に関する研究を中心に開始されたところであるが、健康危機管理対策及び課題に対して系統的な研究課題の設定を行い効率的な研究実施を行っている。

3 疾病の早期発見と対策に関する研究分野（新規）

健康増進法を基盤とする国民の健康の増進、生活習慣病対策に不可欠な疾病の早期発見の推進のため、健康診査制度に関する研究、検査項目の科学的根拠の整理、疫学調査研究、健康診査の精度管理に関する研究等を進め、科学的根拠の蓄積を図り、健康増進施策の基盤整備に関する検討資料、健康増進法第9条に基づく健康診査の実施等に関する指針の改正等の施策に活用する予定である。

4 生活環境に関する研究分野

空気、水、ねずみ昆虫、浴場等、生活衛生に関する幅広い研究分野について、研究期間、分野のバランス等に配慮しつつ、計画的に事業を実施している。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

過去の研究の成果は、水道法に定める水道水質基準改定や水道施設や給水装置の資機材等に材質に関する基準の改定に際しての科学的な知見として活用され、本年4月から施行されたこれらの新しい基準等に反映されたこと、また、平成15年4月の厚生科学審議会答申を踏まえた、基準の逐次改正のための研究も開始していること、さらに環境負荷低減関係の研究では、省エネ法の適用範囲の拡大に伴う水道における対策強化に対応するための知見としても活用されていること等から、時々々の行政的課題に対して的確な研究成果をあげてきていると考えられる。

6 健康づくりに関する研究分野

健康日本21の目標達成度評価手法に関する研究、生活習慣と疾病との関係に関する研究、生活習慣を改善させるための指導方法に関する研究等、いずれも健康づくりに関する施策を推進するうえで必要不可欠な研究であり、現在までに集積された科学的知見は検討会等において活用されている。

(4) 効率性

地域保健（公衆衛生）行政の課題及び施策に対して、本研究事業の結果が積極的に活用されているところである。特に「指針」、「基準値」等の改正の基礎調査研究として活用及び、公衆衛生行政における対応の科学的根拠の確立には大きく活用されていることから、目標に対する達成度は高く計画的に推進が行われている。個々の研究事業については下記のとおりである。

1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野

「地域保健関係機関のマンパワーに関する研究」は、保健所長の職務の在り方に関する検討会の基礎資料として、今後予定している政令改正に活用され、「現状指摘された人材育成に関する概念及び具体的育成に関する研究」では、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的指針の改正のための基礎資料として、「地域職域の連携における研究」では、具体的な連携方法等が報告されるなどから、現行制度における知見の集積が効率的に、行われている。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策を支える組織、情報等への体制や対応といった共通基盤の構築を行うため、平成14年度まで地域保健サービス分野に含まれていたものを別の分野として独立させ研究の推進体制を強化した。

健康危機管理対策は行政が中心となり推進していくことが必要不可欠な課題であることから、本研究課題は行政課題解決のための対策の一つである。

平成15年度からは、健康危機管理の情報に関する概念及び取扱等に関する研究を中心に系統的な研究公募課題の設定を行い研究を効率的に実施しているところである。

3 疾病の早期発見と対策に関する研究分野（新規）

これまで、健康診査に係る研究が散発的に行われてきたということから、体系的に当該研究を実施することは、研究自体への費用対効果の観点からも効率的である。

さらに今後、健康診査の実施等に関する指針の推進をはじめとした各種行政施策に反映させる予定であり、これにより健康増進施策の推進、さらには医療費削減等の成果が期待できる。

4 生活環境に関する研究分野

本分野は行政施策に密接に関連した研究課題が多く、各研究成果の多くが行政施策に反映されていることから、事業の効率性は高いと考えられる。また、昨年度の総合科学技術会議での指摘を踏まえ、シックハウス関連研究については、研究課題数を絞りつつ、各研究班の連携を高めるなど、効率的な事業運営に取り組んでいる点は評価できる。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

本分野の研究成果は、水道法に定める水道水質基準改定や水道施設や給水装置の資機材等に材質に関する基準の改定に際しての科学的な知見として活用され、本年4月から施行されたこれらの新しい基準等に反映されたこと、また、この成果は、環境基準等検討の際の基礎的知見としても活用されること、さらに、研究成果の水道施設への適用等により、水道の事業活動による炭酸ガス排出抑制対策等へも貢献していることなどから、目的に対する達成度、社会・経済への貢献は高いと考えられる。

6 健康づくりに関する研究分野

健康日本21の目標達成度評価手法に関する研究、生活習慣と疾病との関係に関する研究、生活習慣を改善させるための指導方法に関する研究等、いずれも健康づくりに関する施策を推進するうえで必要不可欠な研究であり、現在までに集積された科学的知見は検討会等において活用されている。

(5) その他

1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野

地域の公衆衛生（地域保健）行政を取巻く社会状況は市町村合併、健康危機の頻発等激変していることに加えて、対応する制度等が不明確な事案も増大しているところであることから、今後の公衆衛生組織等に関する方向性を明確化し、公衆衛生の基盤を強化するために、地域における公衆衛生組織、人材、対策等の将来像に関する概念及び具体的な対応策に関する研究の実施が必要である。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策は行政が中心となり推進していくことが必要不可欠な課題であることから、安心・安全の社会形成を行うために組織、人材、育成等の総合的概念的な研究にあわせて、それぞれの分野の健康危機に共通して活用できる概念、機器、組織、物流等、具体的な開発、研究の推進する必要がある。

3 疾病の早期発見と対策に関する研究分野（新規）

これまで、本分野における研究は、がん検診に関する研究を除き、地域で実施された調査結果等が散発的に発表されている程度であり、健康診査の精度管理等についてはほとんど体系的に実施されていない状況にある。

こうした状況の下、健康診査制度に関する研究、検査項目の科学的根拠の整理、疫学調査研究、健康診査の精度管理に関する研究等の研究を体系的に推進することが重要であり、必要とされている。

4 生活環境に関する研究分野

生活衛生分野においては、建築物における健康危機管理のあり方に関する研究及び公衆浴場におけるレジオネラ等感染症予防に関する研究等は未だ研究が十分なされていないため、特に充実を図る必要がある。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

環境負荷の低い水利用システムの具体の構築・評価手法、また、水利用における新たな知見等に基づく化学的・生物学的因子からの安全の確保、また、安全な水を得るための水道水源の評価手法等が、課題としてなっていることから、これらの課題に対応していくため調査研究を推進する必要がある。

6 健康づくりに関する研究分野

平成17年度の健康日本21の中間評価へ向けて、栄養・運動・休養等、各分野の評価方法や評価の根拠について引き続き調査研究を実施し、科学的データの集積を図るとともに、研究成果を活用して中間評価を行う必要がある。喫煙に関しては、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准を踏まえた取組を進めており、新たな施策展開と社会環境整備のための調査研究が必要とされている。

C. 総合評価

個々の研究結果については、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本指針の改正及び水質基準等の「指針」、「基準値」等の改正の科学的根拠として活用するとともに、「健康日本21中間評価」等の施策や対応策における具体的方法に活用される予定であり、有効な活用が行われているものである。

1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野

地域の公衆衛生（地域保健）行政を取巻く社会状況は市町村合併、健康危機の頻発等激変していることに加えて、対応する制度等が不明確な事案も増大しているところであることから、今後の公衆衛生組織等に関する方向性を明確化し、公衆衛生の基盤の強化を行うためには、地域における公衆衛生組織、人材、対策等の将来像に関する概念及び具体的な対応策に関する研究を実施することが重要である。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策は行政が中心となり推進していくことが必要不可欠な課題であることから、安心・安全の社会形成のためには、組織、人材、育成等の総合的概念的な研究

にあわせて、それぞれの分野の健康危機に共通して活用できる概念、機器、組織、物流等、具体的な開発、研究の推進が必要である。

3 疾病の早期発見と対策に関する研究分野（新規）

今後体系的な視点から、健康診査制度に関する研究、検査項目の科学的根拠の整理、疫学調査研究、健康診査の精度管理に関する研究等の研究を推進することは、いずれも疾病の早期発見とその対策に関する施策を推進するうえで必要不可欠な研究である。

4 生活環境に関する研究分野

多くの研究が原著論文を多数発表するなど質の高い研究が実施され、またその成果が行政施策に反映されるなど、質及び効果ともに本事業は高い実績を残した。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

WHOのガイドライン改訂や、水質基準等の改定における科学的知見等として活用されたことなどから、本研究事業については、高く評価しうられる。

6 健康づくりに関する研究分野

健康増進施策を推進するうえで必要な科学的な知見を集積し、今後の施策に活用可能な多くの研究成果を得ることができたものの、たばこ対策に関する研究やライフステージ毎の健康課題等、生涯にわたる健康づくりに関する研究の更なる推進が必要である。